

1 改正の理由

地方税法の改正に伴い、所要の改正を行った。

2 主な内容

(1) 個人市民税

ア 上場株式等に係る配当所得等について、市が納税義務者の意思等を勘案し、所得税と異なる課税方式により個人市民税を課することができることを明確化する。

イ 肉用牛の売却による事業所得に係る個人市民税の課税の特例の適用期限を3年間延長し、平成33年度分までとする。

ウ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得について、個人市民税の課税の特例（課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下の部分は税率2.4パーセント、2,000万円を超える部分は税率3パーセント）の適用期限を3年間延長し、平成32年度分までとする。

(2) 法人市民税

法人市民税の申告納付及び不足税額の納付手続を定める規定において、延滞金の計算の基礎となる期間に係る規定を整備する。

(3) 固定資産税

ア 震災等により滅失等した償却資産に代わり、新たに償却資産等を購入した場合の課税標準の特例について条例で規定する。

イ 居住用超高層建築物に係る税額の按分方法において、区分所有者全員の協議による補正方法の申出について条例で規定する。

ウ 被災市街地復興推進地域に定められた場合について、被災住宅用地特例の適用を震災等発生後4年度分に拡充する。

エ 地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の割合を定める規定において、地方税法の引用条項を改める。

オ 耐震改修が行われた認定長期優良住宅等に係る固定資産税において、減額を受けようとする者が提出する申告書を条例で規定する。

(4) 軽自動車税

ア 平成29年度又は平成30年度に最初の車両番号の指定を受けた、一定の環

境性能を有する三輪以上の軽自動車税の税率について、グリーン化特例（軽課）の適用期限を2年間延長し、それぞれ平成30年度分又は平成31年度分に限り、燃費性能に応じて軽減する。

イ グリーン化特例（軽課）対象車に係る軽自動車税について、不足額が生じた原因が、偽りその他不正の手段により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該認定等を取り消したことによるものであるときは、当該認定等の申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定を適用する。

(5) 都市計画税

わがまち特例の割合を定める規定において、地方税法の引用条項を改める。

3 施行日

平成29年4月1日